

## 八尾市規則第8号

### 八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則

#### (趣旨)

第1条 この規則は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び省令の定めるところによる。

#### (実施事業)

第3条 市は、第1号事業として別表第1の左欄に掲げる事業をそれぞれ同表の右欄に掲げる第1号被保険者又は居宅要支援被保険者等（法第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等をいう。以下同じ。）を対象として行うものとする。

2 市は、一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号に掲げる事業をいう。以下同じ。）として別表第2の左欄に掲げる事業を同表の右欄に掲げる第1号被保険者又はその支援を行う者（以下「第1号被保険者等」という。）を対象として行うものとする。

#### (実施方法)

第4条 市は、別表第1に定める次に掲げる事業を、法第115条の45の3第1項の規定により行うものとする。

- (1) 第1号訪問事業であって、サービス種別が訪問介護相当サービス、共生型訪問介護相当サービス又は訪問型サービス（基準緩和）であるもの
- (2) 第1号通所事業であって、サービス種別が通所介護相当サービス又は共生型通所介護相当サービスであるもの

2 市は、別表第1に定める次に掲げる事業を、法第115条の47第1項及び第4項の規定により委託する方法により行うものとする。

- (1) 第1号訪問事業であって、サービス種別が訪問型サービス（シルバー人材センター）であるもの

(2) 第1号通所事業であって、サービス種別が通所型サービス（短期集中）であるもの

(3) 第1号介護予防支援事業

3 市は、別表第1に定める第1号通所事業であって、サービス種別が通所型サービス（街かどデイハウス）であるものを、省令第140条の62の3第1項第2号の規定により補助する方法により行うものとする。

（第1号事業支給費）

第5条 訪問介護相当サービス及び通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費の額は、介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号。以下「告示」という。）（単位数の算定に当たっては、告示別表に定める訪問型サービス費のうち訪問型サービス費(Ⅳ)から(Ⅵ)まで及び訪問型サービス費（短時間サービス）並びに通所型サービス費のうち通所型サービス費(3)及び(4)については適用しない。）により算定した費用の額の100分の90に相当する額とする。

2 共生型訪問介護相当サービスに係る第1号事業支給費の額は、告示別表に定める訪問型サービス費（訪問型サービス費(Ⅰ)から(Ⅲ)までに規定する単位数については次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じるものとし、訪問型サービス費(Ⅳ)から(Ⅵ)まで及び訪問型サービス費（短時間サービス）については適用しない。）の例により算定した単位数に別表第4に定める単価を乗じて得た額の100分の90に相当する額とする。

(1) 共生型訪問介護相当サービスを行う指定居宅介護事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定居宅介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業を行う事業所において、指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成18年厚生労働省告示第538号。以下「居宅介護従事者基準」という。）第1条第4号、第9号、第14号又は第19号から第22号までに規定する者が共生型訪問介護相当サービスを行った場合

100分の70

(2) 共生型訪問介護相当サービスを行う指定居宅介護事業者が当該事業を行う事業所において、居宅介護従業者基準第1条第5号、第10号又は第15号に規定する者が共生型訪問介護相当サービスを行った場合 100分の93

(3) 共生型訪問介護相当サービスの事業を行う重度訪問介護（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第3項に規定する重度訪問介護をいう。）に係る指定障害福祉サービス（障害者総合支援法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービスをいう。）の事業を行う者が当該事業を行う事業所において共生型訪問介護相当サービスを行った場合 100分の93

3 訪問型サービス（基準緩和）に係る第1号事業支給費の額は、別表第3に定めるところにより算定した単位数に別表第4に定める単価を乗じて得た額の100分の90に相当する額とする。

4 共生型通所介護相当サービスに係る第1号事業支給費の額は、告示別表に定める通所型サービス費（通所型サービス費(1)及び(2)に規定する単位数については次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じるものとし、通所型サービス費(3)及び(4)については適用しない。）の例により算定した単位数に別表第4に定める単価を乗じて得た額の100分の90に相当する額とする。

(1) 共生型通所介護相当サービスの事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービス等基準第78条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護相当サービスを行った場合

100分の93

(2) 共生型通所介護相当サービスの事業を行う指定自立訓練（機能訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第156条第1項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）又は指定自立訓練（生活訓練）事業者（指定障害福祉サービス等基準第166条第1項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）が当該事業を行う事業所において共生型通

所介護相当サービスを行った場合 100分の95

(3) 共生型通所介護相当サービスの事業を行う指定児童発達支援事業者（児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支援基準」という。）第5条第1項に規定する指定児童発達支援事業者をいい、主として重症心身障害児（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせる事業所において指定児童発達支援（指定通所支援基準第4条に規定する指定児童発達支援をいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護相当サービスを行った場合 100分の90

(4) 共生型通所介護相当サービスの事業を行う指定放課後等デイサービス事業者（指定通所支援基準第66条第1項に規定する指定放課後等デイサービス事業者をいい、主として重症心身障害児を通わせる事業所において指定放課後等デイサービス（指定通所支援基準第65条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。）を提供する事業者を除く。）が当該事業を行う事業所において共生型通所介護相当サービスを行った場合 100分の90

5 前各項の規定により算定する第1号事業支給費の支給限度額は、法第55条第1項の規定の例により算定する額とする。この場合において、省令第140条の62の4第2号に該当する第1号被保険者（以下「基準該当被保険者」という。）に係る第1号事業支給費の支給限度額については、当該基準該当被保険者を要支援1（要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第2条第1項第1号に規定する要支援1をいう。以下同じ。）の認定を受けている居宅要支援被保険者とみなしてこの項前段の規定を適用する。

6 市は、法第115条の45の3第3項の規定により、第4条第1項に規定する事業（以下「第4条第1項事業」という。）に要した費用について、第1号事業支給費として居宅要支援被保険者等に対し支給すべき額の限度において、当該居宅要支援被保険者等に代わり、指定事業者に支払うものとする。

（省令第140条の63の2第3項に規定する場合における第1号事業支給費の額）

第6条 省令第140条の63の2第3項に規定する場合における第1号事業支給費の額について、前条第1項から第4項までの規定を適用するときは、これらの規定中「100分の90」とあるのは、「100分の90から100分の100までの範囲内において市長が定める割合」とする。

(一定以上の所得を有する居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費の額)

第7条 法第59条の2第1項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等（次項に規定する居宅要支援被保険者等を除く。）に係る第1号事業支給費の額について、第5条第1項から第4項まで又は前条の規定を適用するときは、第5条第1項から第4項までの規定中「100分の90」とあるのは「100分の80」と、前条中「100分の90から」とあるのは「100分の80から」とする。

2 法第59条の2第2項に規定する政令で定めるところにより算定した所得の額が同項の政令で定める額以上である居宅要支援被保険者等に係る第1号事業支給費の額について、第5条第1項から第4項まで又は前条の規定を適用するときは、第5条第1項から第4項までの規定中「100分の90」とあるのは「100分の70」と、前条中「100分の90から」とあるのは「100分の70から」とする。

(第1号事業支給費の額の特例)

第8条 市は、災害その他の特別の事情があることにより、第4条第1項事業の利用に係る居宅要支援被保険者等が当該第4条第1項事業に必要な費用を負担することが困難であると認めるときは、法第60条の規定の例により、第5条第1項から第4項まで（これらの規定を第6条及び前条において読み替えて適用する場合並びに同条の規定により読み替えられた第6条において読み替えて適用する場合を含む。第10条において同じ。）に規定する第1号事業支給費の額の特例を定めることができる。この場合において、基準該当被保険者に係る第1号事業支給費の額の特例については、当該基準該当被保険者を要支援1の認定を受けている居宅要支援被保険者とみなしてこの条前段の規定を適用する。

(介護保険料滞納者に係る支払方法の変更)

第9条 市は、第4条第1項事業の利用に係る居宅要支援被保険者等に介護保険料（法第129条第1項に規定する保険料をいう。以下同じ。）の滞納があるときは、第5条第6項の規定にかかわらず、法第66条の規定の例により、同項の規定を適用しないための措置を講ずるものとする。ただし、当該介護保険料の滞納につき災害その他の特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（介護保険料を徴収する権利が消滅した場合の第1号事業支給費の支給の制限）

第10条 市は、第4条第1項事業の利用に係る居宅要支援被保険者等に法第69条第1項に規定する保険料徴収権消滅期間があるときは、第5条第1項から第4項までの規定にかかわらず、法第69条の規定の例により、第1号事業支給費の支給を制限するものとし、そのための措置を講ずるものとする。ただし、当該居宅要支援被保険者等について災害その他の特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

（第1号事業支給費の審査及び支払）

第11条 市は、第4条第1項事業に係る第1号事業支給費に係る審査及び支払に関する事務を法第115条の45の3第6項の規定により大阪府国民健康保険団体連合会に委託して行う。

（第4条第2項及び第3項に規定する事業等の利用に係る利用料）

第12条 省令第140条の63第1項の規定により市が定める利用料の額は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 第4条第2項第1号に掲げる事業 1回の利用につき200円
- (2) 第4条第2項第2号に掲げる事業 1回の利用につき350円
- (3) 第4条第2項第3号に掲げる事業 零
- (4) 第4条第3項に規定する事業 事業を実施する団体が定める額
- (5) 別表第2に定める介護予防普及啓発事業のうち市長が定めるもの 1回の利用につき200円
- (6) 別表第2に定める一般介護予防事業（前号に掲げるものを除く。） 零  
（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、

市長が定める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年2月9日規則第1号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第7条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に行われる八尾市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する規則第4条第1項に掲げる事業（以下「第4条第1項事業」という。）に係る第1号事業支給費について適用し、同日前に行われた第4条第1項事業に係る第1号事業支給費については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に行われる訪問型サービス（基準緩和）に係る第1号事業支給費について適用し、同日前に行われた訪問型サービス（基準緩和）に係る第1号事業支給費については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表第3の規定は、この規則の施行の日以後に行われる訪問型サービス（基準緩和）に係る第1号事業支給費について適用し、同日前に行われた訪問型サービス（基準緩和）に係る第1号事業支給費については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に1号を加える改正規定及び別表第1第1号訪問事業の部訪問型サービス（基準緩和）の項の次に次のように加える改正規定は、同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第5条及び別表第3の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる第1号事業に係る第1号事業支給費について適用し、同日前に行われた第1号事業に係る第1号事業支給費については、なお従前の例による。
- 3 施行日から令和3年9月30日までの間に行われる第1号事業に係る第1号事業支給費の算定については、改正後の第5条第1項から第4項までの規定により算定する第1号事業支給費の単位数について、それぞれの所定の単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条第2項、第4条第2項、第5条第6項並びに第12条第1号及び第2号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1（第3条関係）

第1号事業			対象者
区分	サービス種別	内容	
第1号訪問事業	訪問介護相当サービス	地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項の介護	居宅要支援被保険者であって、介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに定めるところにより行う援助を



	<p>予防訪問介護に相当するサービス（共生型訪問介護相当サービスを除く。）を行う事業</p>	<p>いう。以下同じ。）により訪問介護相当サービスの利用が必要であると認められたもの</p>
<p>共生型訪問介護相当サービス</p>	<p>共生型指定訪問介護事業者（障害者総合支援法第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者（以下「指定障害福祉サービス事業者」という。）の指定（居宅介護又は重度訪問介護に係るものに限る。）を受けている者であって、当該指定に係る事業所について法第72条の2第1項の申請により法第41条第1項本文の指定（法第8条第2項の訪問介護に係るものに限る。）を受けたものをいう。以下同じ。）が当該事業所において訪問介護相当サービスを行う事業</p>	<p>65歳に達する日（以下「65歳到達日」という。）の前日において、共生型指定訪問介護事業者が当該指定に係る事業所において行う障害福祉サービス（居宅介護又は重度訪問介護に限る。）を利用していたもののうち、65歳到達日において居宅要支援被保険者に該当し、介護予防ケアマネジメントにより引き続き共生型訪問介護相当サービスの利用が必要であると認められたもの</p>
<p>訪問型サービス（基準緩和）</p>	<p>訪問介護相当サービスの基準を緩和し、市長が別に定める研修の課程を修了した者による生活援助に係るサービスを行う事業</p>	<p>居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントにより訪問型サービス（基準緩和）の利用が必要であると認められたもの</p>
<p>訪問型サービス（シルバー人材センター）</p>	<p>八尾市シルバー人材センターの会員で、市長が別に定める要件を満たした者による生活援助に係るサービスを行う事業</p>	<p>居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントにより訪問型サービス（シルバー）の利用が必要であると認められたもの</p>

第1号通所事業	通所介護相当サービス	平成26年改正前法第8条の2第7項の介護予防通所介護に相当するサービス（共生型通所介護相当サービスを除く。）を行う事業	居宅要支援被保険者であって、介護予防ケアマネジメントにより通所介護相当サービスの利用が必要であると認められたもの
	共生型通所介護相当サービス	共生型指定通所介護事業者（指定障害福祉サービス事業者の指定（生活介護又は自立支援に係るものに限る。以下同じ。）又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定（児童発達支援又は放課後等デイサービスに係るものに限る。以下同じ。）を受けている者であって、当該指定に係る事業所（同項の指定を受けている者にあつては、主に重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）について法第72条の2第1項の申請により法第41条第1項本文の指定（法第8条第7項の通所介護に係るものに限る。）を受けたものをいう。）又は共生型指定地域密着型通所介護事業者（指定障害福祉サービス事業者の指定又は児童福祉法第21条の5の3第1項の指定を受けている者であって、当該指定に係る事業所（同項の指定を受けている者にあつては、主に重症心身障害児を通わせる事業所を除く。）について法第78条の2の2第1項の申請により法第42条の2第1項本文の指定（法第8条第17項の地域密着型通所介護に係るものに限る。）を受けたものをいう。）が当該事業所において通所介護相当サービスを行う事業	居宅要支援被保険者であって、介護予防ケアマネジメントにより共生型通所介護相当サービスの利用が必要であると認められたもの
	通所型サービス（街かどデイハウス）	市長が別に定める基準を満たした団体に所属するボランティア等による通いの場に係るサービスを行う事業	居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメント又は居宅介護支援（法第8条第24項に規定する

			居宅介護支援をいう。)により通所型サービス(街かどデイハウス)の利用が必要であると認められたもの及び第1号被保険者
	通所型サービス(短期集中)	短期間の集中的な機能訓練等のサービスを行う事業	居宅要支援被保険者等であって、介護予防ケアマネジメントにより通所型サービス(短期集中)の利用が必要であると認められたもの
第1号介護予防支援事業	介護予防ケアマネジメントA	原則的な介護予防ケアマネジメントを行う事業	居宅要支援被保険者等
	介護予防ケアマネジメントB	簡略化した介護予防ケアマネジメントを行う事業	
	介護予防ケアマネジメントC	初回のみ介護予防ケアマネジメントを行う事業	

別表第2(第3条関係)

一般介護予防事業		対象者
区分	内容	
介護予防把握事業	介護予防を必要とする第1号被保険者の生活状況等を把握する事業	第1号被保険者等
介護予防普及啓発事業	介護予防活動の普及・啓発を行う事業	
地域介護予防活動支援事業	地域における住民主体の介護予防活動の育成・支援を行う事業	
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業を含め、地域づくりの観点から総合事業の全体の評価を行う事業	
地域リハビリテーション活動支援事業	地域における介護予防の取組を機能強化するために地域ケア会議、住民運営の通いの場等へのリハビリテーション専門職の関与を促進する事業	

別表第 3（第 5 条関係）

項	算定項目	対象者	利用の頻度	単位
(ア)	訪問型サービス (基準緩和) 費 (I)	居宅要支援被保険者等	週 1 回程度の 利用	1 月につき 941 単位
	日割			1 日につき 31 単位
(イ)	訪問型サービス (基準緩和) 費 (II)	居宅要支援被保険者等	週 2 回程度の 利用	1 月につき 1,879 単位
	日割			1 日につき 62 単位
(ウ)	訪問型サービス (基準緩和) 費 (III)	居宅要支援被保険者 (要支援 1 の認定を受 けている居宅要支援被 保険者を除く。)	週 2 回を超え る程度の利用	1 月につき 2,982 単位
	日割			1 日につき 98 単位
(エ)	初回加算	居宅要支援被保険者等		1 月につき 200 単位
備考				
<p>1 (ア)の項から(ウ)の項までの算定項目に係る単位数については、事業所が所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者、事業所が所在する建物と同一の建物に居住する利用者又は事業所における 1 月当たりの利用者が同一の建物に 20 人以上居住する建物の利用者に対する訪問型サービス（基準緩和）の提供の場合にあっては、それぞれ 100 分の 90 を乗じる。</p> <p>2 この表の規定を適用して単位数を算定する場合においては、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成 18 年 3 月 17 日付け老計発第 0317001 号・老振発第 0317001 号・老老発第 0317001 号。厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）は、当該算定に関し必要な事項に限り、訪問型サービス（基準緩和）に対しても適用があるものとする。</p>				

別表第 4（第 5 条関係）

区分	単価
共生型訪問介護相当サービス	10.7円
訪問型サービス（基準緩和）	10.7円
共生型通所介護相当サービス	10.45円